

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、別紙２「差押財産目録」に係る差押処分のうち、番号１の指輪を差し押さえた部分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。東京都都税滞納処分吏員がした処分は、地方税法（以下「法」という。）１９条の２の規定により、処分庁がした処分とみなされる。）が、請求人に係る滞納特別区民税及び滞納都民税（内訳は別紙１「滞納区民税等内訳書」記載のとおり。以下「本件滞納区民税等」という。）並びにこれらに係る延滞金を徴収するため、請求人に対して、平成２８年１１月２４日付けでした別紙２「差押財産目録」に係る差押処分（以下「本件差押処分」という。）のうち、番号１の指輪（以下「本件差押財産」という。）を差し押さえた部分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

本件差押財産は、請求人の所有物ではなく、一緒に住んでいる○さんの所有物である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月12日	諮問
平成29年 5月22日	審議（第9回第1部会）
平成29年 5月25日	請求人に調査照会
平成29年 6月19日	審議（第10回第1部会）
平成29年 7月10日	審議（第11回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法331条及び334条によれば、個人の特別区民税及び都民税（以下「区民税等」という。）に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る区民税等に係る地方公共団体の徴収金を完納しないときは、特別区の徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている。そして、法48条1項は、処分庁が当該滞納者について特別区長の同意を得た場合、一定の期間、都の徴税吏員は、当該滞納に係る区民税等に係る徴収金について、個人の特別区民税の徴収の例により徴収し、又は滞納処分をすることができる旨規定している（法1条2項により、都及び特別区に読み替える。）。
- (2) 国税徴収法基本通達によると、差押えの対象となる財産は、滞納者に帰属するものでなければならないとされ（第5章・第1節・

第1款・第47条関係・5)、差押えの対象となる財産が滞納者に帰属するかどうかの判定については、「動産及び有価証券にあっては、滞納者が所持していること(民法第186条、会社法第131条参照)。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと(以下略)」と規定している(第5章・第1節・第1款・第47条関係・20・(1))。

2(1) これを本件についてみると、〇〇区長が請求人に対し、本件滞納区民税等に係る督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、請求人が本件滞納区民税等を完納しなかったことから、処分庁が〇〇区長の同意を得て、本件滞納区民税等及びこれらに係る延滞金の徴収を行うこととし、この旨を請求人に通知した上で(徴取引継書及び徴取引受通知書)、本件差押処分がなされたことが認められる(差押調書)。

(2) 次に、本件差押財産の帰属について検討すると、請求人から、処分庁に対し、「生活等の状況」という表題の書面が提出されてはいるものの、本件差押財産は、請求人の居宅である本件搜索場所に存在していたもので、同所においては請求人に対する郵便物及び請求人本人の書類も同時に確認されており、本件差押財産が請求人以外の第三者の所有に属することを認めるに足る証拠も特段見当たらないことから、請求人に帰属すると判断するのが相当である。

(3) 請求人は上記第3のとおり、本件差押財産は、請求人の所有物ではなく、一緒に住んでいる〇〇さんの所有物である旨主張する。

この点について、当審査会は、行政不服審査法74条の規定に基づき、請求人に対して上記主張を裏付ける資料の提出を求めたが、請求人からは、本件差押財産が〇〇さんの所有物であることを証明する資料の提出はなかった。

以上の経緯に照らすならば、上記(1)及び(2)で述べたとおり、本件差押財産が請求人に帰属するとしてなされた本件処分に違法又

は不当な点はない。

(4) そうすると、本件処分及びこれに至る諸手続は、法の規定に従い適正になされていることから、本件処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

3 上記以外の違法性又は不当性の検討について

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一

別紙1及び2 (略)